

平成27年12月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年12月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社東京サービスエンタープライズ 代表者本田宏江
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市双柳南部土地区画整理地内20街区1画地 <small>(東京サービスエンタープライズ本店営業所) 埼玉県飯能市双柳南部土地区画整理地内20街区1画地</small>
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 75日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成26年11月5日及び平成26年11月13日並びに平成27年2月18日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(8)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(9)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(10)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(13)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)